

【個人のお客様】

口座開設されるお客様へのお願い

お客様の大切な資産を金融犯罪から守り、安心してお取引いただくため口座開設に際し、下記事項についてご協力をお願いしております。

1. お取引店について

お取引に便利なご自宅や勤務先の近くの支店でのお取引をお願いしております。

※遠方の支店での口座開設をご希望の場合は、ご事情等をお伺いし、場合によっては口座開設をお断りすることがございます。

2. 複数の口座開設について

お一人様一口座でお願いしております。他の支店を含め、すでに当金庫でお口座をお持ちの場合は、同口座のご利用をお願いしております。

※複数の口座開設をご希望の場合はご利用目的をお伺いしております。場合によっては口座の開設をお断りすることがございます。

3. 本人確認書類について

犯罪収益移転防止法に基づき、下記本人確認書類(原本)をご提示いただいております。

なお、有効期限内、または発行日から6カ月以内のものに限ります。

1つで受付可能な 本人書類		・運転免許証 ・マイナンバーカード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・精神障害者保険福祉手帳 ・身体障害者手帳・療育手帳 ・官公庁から発行・発給された書類で官公庁が顔写真を貼付したもの。	・運転経歴証明書(2012年4月1日以降に発行されたものに限り) ・パスポート(所持人記入欄のないものは現住所が確認できるほかの本人確認書類が必要になります)
2つで受付可能な 書類	A	・各種健康保険証 ・各種年金手帳 ・後期高齢者医療被保険者証 ・母子健康手帳(お子様が15歳以下が対象)	・各種共済組合の組合員証・加入者証 ・各種児童扶養手当証書 ・印鑑登録証明書(当該実印をお取引に使用する場合)
	B	・住民票の写し ・住民票の記載事項証明書 ・印鑑登録証明書(実印をお取引に使用しない場合) ・戸籍謄本または抄本(戸籍の附票の写しが添付されているものに限ります)	・公共料金の領収書(電気・水道・ガス・固定電話・NHK) ・国税・地方税の領収書、納税証明書 ・社会保険料の領収書

※Bの確認書類の場合は、必ずAの確認書類が1つ必要になります。

4. 口座売買等の禁止について

譲渡を目的とし、または他人になりすまして口座を開設すること、口座を売買することは、法律で禁止されています。刑事罰の対象となることもございますので、ご注意ください。

5. 口座のご利用目的等について

口座の開設理由やご利用目的をお伺いしております。場合によっては口座開設をお断りする場合がございます。